

令和4年9月8日 開会

令和4年9月29日 閉会

(定例第5回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第103号

令和4年第5回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月22日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和4年9月8日
2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
細 田 元 教君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

令和4年 第5回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和4年9月8日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年9月8日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第6 報告第4号 令和3年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第7 報告第5号 法人の経営状況について
- 日程第8 議案第45号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第46号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第47号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第48号 令和3年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第50号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第51号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第52号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第53号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第54号 令和3年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第55号 令和3年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第56号 令和3年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第57号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第58号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について

- 日程第22 議案第59号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第3号）  
日程第23 議案第60号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第61号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第25 議案第62号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）  
日程第26 上程議案に対する質疑
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事日程の宣告  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率について  
日程第6 報告第4号 令和3年度決算に基づく資金不足比率について  
日程第7 報告第5号 法人の経営状況について  
日程第8 議案第45号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第9 議案第46号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第10 議案第47号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第11 議案第48号 令和3年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 議案第49号 令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 議案第50号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第14 議案第51号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第15 議案第52号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 議案第53号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第17 議案第54号 令和3年度南部町水道事業会計決算の認定について  
日程第18 議案第55号 令和3年度南部町病院事業会計決算の認定について  
日程第19 議案第56号 令和3年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について  
日程第20 議案第57号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第58号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について  
 日程第22 議案第59号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第3号）  
 日程第23 議案第60号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第24 議案第61号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第25 議案第62号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三嶋義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	田子勝利君	書記 .....	杉谷元宏君
		書記 .....	藤下夢未君
		書記 .....	角田亘君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶山清孝君	副町長 .....	土江一史君
教育長 .....	福田範史君	病院事業管理者 .....	足立正久君
総務課長 .....	大塚壮君	総務課課長補佐 .....	石谷麻衣子君
企画政策課長 .....	田村誠君	デジタル推進課長 .....	美甘哲也君
防災監 .....	田中光弘君	税務課長 .....	三輪祐子君

町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	前 田 かおり君
福祉事務所長	泉 潤 哉君	建設課長	岡 田 光 政君
産業課長	藤 原 宰君	監査委員	仲 田 和 男君

---

### 議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和4年9月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

毎朝晩秋の気配が感じられるものの、まだまだ残暑厳しき毎日が続いております。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なさいますことを御祈念申し上げるところであります。

議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、精力的に活動いただいておりますこと、大慶至極に存ずる次第であります。

新型コロナウイルス流行第七波の全国の感染者数は減り始めているようですが、夏休み明けの学校再開での増加の可能性も指摘されています。本町では、10月中旬をめどにオミクロン株対応のワクチン接種が始まる見込みとの説明を聞いているところですので、引き続きマスク着用など、感染防止対策を徹底しながら、コロナに負けず平穏な日常を取り戻すべく、町民一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

さて、目を海外に向けますと、終わりの見えないウクライナ戦争や米中対立の激化など、事態は深刻の度を増しております。我々の日常生活にも、物価高騰や資源、食料の確保難等として、極めて大きな悪影響を及ぼしています。政府におかれましては、いかなる事態になろうとも、国民の生命や財産、日常生活を守る手だてを講じていただくよう、希望するものであります。

本定例会におきましては、令和3年度決算認定、令和4年度補正予算案、条例、その他重要な案件について御審議いただく予定になっております。

後ほど町長から提出議案の内容につき説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することを願います。

議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えられますようさらなる御精励をお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 定例会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和4年第5回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことを心から御礼申し上げます。

さて、1ドル140円台と円安が加速し、資源の乏しい我が国にとっては、物価の高騰が今後さらに国民生活に重くのしかかってくるのが予想されます。世界を見渡せば、ウクライナ戦争はいまだ平和への道筋が見えず、新型コロナによる経済対策とアメリカの記録的なインフレを発端に、世界の為替事情は混乱しています。

特に日本は円安への対応が取れない状況が続き、ドルやユーロなど、主要通貨に対する円の通貨としての総合的な実力が急速に低下しており、輸入物品、特に生活必需品であるエネルギーや穀物などの高騰が進んでいます。町民の暮らしに直結する課題ですので、国、県と連携し、町民の皆さんの健康と暮らしを守る対策を図ってまいり所存でございます。

このたび提案いたします補正予算には、物価高騰と低迷する町内経済活動へのてこ入れとして、町民1人当たり1万円の商品券の配布を予算提案させていただき予定としております。秋は米を初めとした農産物、林産物の収穫の時期です。販売経営をなさっておられる農家、林家の皆様はぜひこの機会に商品券による町内での販売を御検討いただき、商工関係者と連携し、町内で生産されたものが町内で消費される、お金が町内で回る経済循環に御協力いただきたいと願っております。

6月議会以降の火災は1件で、6月29日に発生しました賀野地区での電柱火災でございました。南部町消防団23名が出動し、対応に当たりました。この火災による人的被害、建物損傷は幸いございませんでした。また、秋は今後空気が乾燥しますので、町民の皆様には火の取扱いに十分注意いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

また、台風や秋雨前線による集中豪雨に警戒する時期を迎えます。町民の皆様には、4月にお配りした最新のハザードマップをもう一度御家庭で御確認いただき、お住まいの地域と自宅が土砂災害や洪水のリスクがあるのかどうか御確認いただきたいと思っております。ふだんから避難場所を2か所以上話し合っ決めてるとき、避難の際には御近所同士で誘い合っいただく、そのような近所との付き合いもお願いをいたします。今年度から防災体制を強化し、防災監に加え、経験豊富な防災アドバイザーも設置しております。集落や振興協議会などの防災訓練にぜひお声かけいただきたいと思っております。

次に、人口動態について御報告いたします。6月1日から8月末までの間に出生された方は15人、お亡くなりになった方は34人で行いました。御冥福をお祈りしますとともに、誕生さ

れた子供たちの健やかな成長を祈念したいと思います。8月末現在の人口は1万385人、高齢化率は38.31%、8月末現在の今年度の出生者は17名でございました。前年同期と比較しますと人口で151人の減、前年高齢化率が37.8%でございましたので、高齢化率については0.51%、この1年間で増加したことになります。出生率については2名の減でございました。

本定例会におきましては、令和3年度各会計ごとの決算認定をはじめ、令和4年度一般会計補正予算、条例関係など18議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の進展に必要なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

---

#### 午後1時01分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第5回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、長束博信君、7番、白川立真君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、22日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、J I A Mで行われましたトップマネジメント研修の参加報告を行います。

去る7月4日、5日の両日、全国市町村国際文化研修所において開催されました「令和4年度世界情勢からわがまちの未来をつくる」と題したトップマネジメント研修に参加いたしました。

初日2講義の最初の講義は、英国王立防衛安全保障研究所の日本特別代表、秋元千明氏による「新冷戦時代と日本の安全保障」と題した講義でございました。ロシアによるウクライナ侵攻の状況や今日の戦争において情報戦がいかに重要であるか、また侵略国であるロシアの地政学的、歴史的特性、ウクライナ戦争の終わり方やロシアの弱体化による中国の支配力の増大、そしてその問題は確実に隣国である日本にも波及するという講義内容でありました。

初日の2講目は、静岡県教育委員会教育長、池上重弘氏による「地域資源としての異文化と多文化共生の地域づくり」と題した講義でありました。在留外国人の国別、資格別動向や特定技能による労働力補完の状況、外国人政策としての出入国政策と社会統合政策、防災と多文化共生などについての講演でありました。

2日目の第1講は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの中島健祐氏による「デジタル先進国デンマークから学ぶ、人間中心スマートシティ実現の秘訣」と題した講義でありました。デンマークは課題解決の先進国であり、1980年にはエネルギー自給率が日本よりも低い5%であったものが2009年には124%にまで上昇、GDPは60%増加する一方、CO2排出量は40%削減、そして世界幸福度調査第2位、デジタル経済及び社会指数ランキングと電子政府ランキングでともに第1位、さらには新型コロナでの死亡率が日本の0.33%に比べ0.20%であるなど、未来予測をしっかりと行い、それに対して極めて明確・明快な政策が取られ、成果を上げており、そのような政治体制下でのデジタル化手法の紹介でありました。

そして最終講義では、日本気候リーダーズ・パートナーシップ共同代表の三宅香氏による「持続可能な地域社会の構築に向けて」と題した講義でありました。現状、気温上昇1.5度は避けられない状況であるが、プラス2度になれば海面上昇や水不足、食糧危機が発生し、日本の食糧確保も危機的な状況を迎え、2050年二酸化炭素排出ゼロは必須であること、そのような状況を回避するための日本の再生可能エネルギー導入における課題、そして脱炭素社会構築における

行政や企業の役割とは何かという内容でありました。

軍事・安全保障問題、外国人受入れ問題、デジタル化問題、地球温暖化問題と、世界的な大きな問題でありながらも、私たちや子、孫の生活や安全にも及ぶ問題であり、地方の議員である私たちがこのような大きな視点を踏まえて身近な政策を考えていく必要があるということを改めて認識させられたセミナーでありました。

次に、鳥取県町村議会議長会定期総会の報告を行います。

去る7月11日に、米子ワシントンホテルプラザにおいて、令和4年鳥取県町村議会議長会定期総会が開催されました。

会務報告の後、議事に入り、2件の議案を審議いたしました。まず、第1号議案は、令和3年度の決算の認定であり、歳入2,233万7,000円、歳出1,756万3,000円、翌年度繰越額477万4,000円の決算、また、第2号議案には、主に財政調整基金を積み立てる265万9,000円の補正予算案で、両議案とも全会一致で認定、可決いたしました。

次に、西部町村議会議長会正副議長・局長研修会の報告を行います。

去る7月20日、大山町において、西部町村議会議長会正副議長・局長合同研修会が開催されました。

当日は、大山明間の森にある結婚式をメイン事業としたプリムローズガーデンの施設見学やグランピングなど、今後の事業展開についてのお話を伺った後、事業所閉鎖となった元銀行支店の建物を放課後児童クラブ施設として活用しようとする改修現場の視察を行いました。

2か所の視察の後、会場を大山町役場大山支所に移し、「議会運営の諸問題について」と題したケーススタディを県議長会の谷口玲子参事を解説・助言者として行いました。議会が定める規則の議決の要否、議案の事前審査の禁止、秘密会の秘密事項等々、議会運営上、非常に参考になる内容でありました。

次に、日吉津村ほか2か町下水道協議会総会の報告を行います。

去る8月9日に、日吉津村のヴィレステひえづにおいて、令和4年度日吉津村ほか2か町下水道協議会総会が開催されました。

当日は5つの議案が提案されました。第1号議案は令和3年度事業報告で、4回にわたる担当者打合せ会と書面による総会の実施、第2号議案は、歳入総額24万1,692円、歳出総額ゼロ円の令和3年度決算報告、第3号議案は、検討会や調査を主とした令和4年度事業計画と、第4号議案は、歳入歳出それぞれ24万2,000円とする令和4年度予算案であり、いずれも全会一致で可決、認定されました。

第5号議案は、購入後15年が経過し、老朽化が進んでいる移動脱水車の更新に関する協議であり、本体価格1億4,500万円のうち、8,772万5,000円の国庫補助金を除いた残額7,177万5,000円を3町村で均等負担することを予定し、事業化の準備を進めるものであり、この議案も全会一致で承認されました。

次に、西部町村議会議長会表彰式並びに研修会の報告を行います。

去る8月18日に、伯耆町鬼の館において、西部町村議会議長会自治功労者表彰式並びに町村議会議員研修会が開催されました。

表彰式後の講演は、当初2人の講師が予定されていましたが、そのうちのお一人がコロナ感染で急遽キャンセルとなり、BSSアナウンサーの宇田川修一氏お一人の講演となりました。「聞いてもらえる、人を引き付ける話し方」と題した講演でしたが、政策を語り、住民ニーズを聞き取る議会議員として、自分の思いだけではなく、相手の思いや反応にも十分留意したコミュニケーションスキルを身につけてほしいという多くの示唆を含んだ講演内容は大変参考になるものでありました。

最後に、鳥取県西部広域行政管理組合臨時会の報告を行います。

去る8月31日に、米子市役所淀江庁舎において、西部広域行政管理組合臨時会が開催されました。

まず、米子市議会選出議員の任期満了に伴い、空席となっている議長の選挙を行い、米子市議会選出の稲田清議員が議長に選出されました。

次に、議案第11号の令和4年度一般会計補正予算では、大山消防署改修工事の遅れにより、令和4年度分の工事費が減額となり、それに併せて債務負担行為の増額を行うという内容であり、予算審査特別委員会の審査を経て、全会一致で可決されました。

議案第12号では、議長と同様に米子市議会選出の監査委員が空席となっており、新たに米子市議会選出の戸田隆次議員が選出されました。

なお、当日は、本会議と併せて民生環境常任委員会とごみ処理施設等調査特別委員会が開催されました。

まず、民生環境常任委員会では、執行部より、伯耆町にあり現在稼働していない旧灰溶融施設（エコスラグセンター）の現状のままでの譲渡を条件としたサウンディング型市場調査を実施したいという説明がありました。この説明に対しては、解体撤去が既に決定済みではないのか、売却ありきの話なのかといった質問が出され、執行部からは社会資本の有効活用の観点からサウンディング調査を行うこと、あくまでも活用策を模索するための市場調査であり、必ず売却となる

ということではないという答弁がございました。

また、ごみ処理施設等調査特別委員会では、7月開催の第5回用地選定委員会において検討の結果、中間処理・最終処分の併設候補地である米子市彦名町の内浜産業道路付近、米子市新山・陰田町地内の国道180号線付近、米子市尾高・日下地内の県道53号線付近の3か所、そして最終処分場のみの候補地である美保飛行場の周辺財産、大山町高田地内の2か所の合計5か所全ての調査対象地を、詳細調査である二次調査の対象としたい旨の報告がありました。

以上、議長よりの報告を終わります。

なお、各報告に関する資料は議会事務局に備えてありますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

まず、鳥取県町村議会女性議員研修会について、真壁容子議員。

真壁容子議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 鳥取県町村議会女性議員研修会に参加しましたので、その報告をいたします。

7月27日、湯梨浜の水明荘で行われました。議長会の研修会となったので、総会等開くことなくすぐ研修に入りました。

研修は、島根大学法文学部准教授の永松正則氏を迎えて、「「法の一般原則」という眼鏡を手に入れよう」という題で非常に好評でした。

中身について2点ほど触れておきます。法の一般原則とはどういうことを言うのかというところで私も整理できたのですが、成文法になっている法に対して部分法、文章になっていないものがあり、慣習法、判例法、条理法、その中に条理法が法の一般原則と言われているとして、どのような原則かということ、平等の原則、比例の原則、権利濫用禁止の原則、禁反言、違うことを言ったらいけないということの原則、信義則等があり、その説明でした。

印象に残りましたのは、比例の原則というところで、下限統制としての比例原則があるとして、どのような例を挙げられたかといいますと、社会保障制度における制度後退禁止の原則というのがあるようでして、もし、社会保障制度における制度を後退させようとするときには4つの条件が要るとして、一つには、客観的なデータによる裏づけ、2つ目には、専門家会議を行政とは別に置くこと、3つ目には、その会議のメンバーの構成を公表すること、4つ目として、十分な周知期間と激変緩和措置を取ること、これらのことがこれまでの、いわゆる一般原則として言われているということでした。

これを聞いて私もはっとしたのですが、そういえば二十数年来の国政というのは、社会保障制

度における制度後退の意味をどのように捉えているのか分かりませんが、制度後退ばかりであったよなど、客観的データによる裏づけ等、本当に納得いくようなことがあったのかということを考えさせられました。何より心強いと思いましたが、下限統制としての比例原則の中に、社会保障制度における制度後退禁止の原則ということが言われてるとということが勇気づけられた内容でした。

ただ、このような法の一般原則といっても、成文法を補充する役割であると同時に、歴史の事情の変化によっても変わってくるとして、例えばどのような変化の中で解釈を変えられてきているのかということについていえば、一つには、夫婦別姓の問題、また通信環境が変わって在外投票制度が変わるという問題、科学、技術、医学的な知見が進み、原発再稼働や再婚禁止期間、またハンセン病の隔離政策や強制不妊手術など、ここでの見解なども含めて、事情の変化で原則等についても組み入れることがあるということも非常に印象的な話でした。

おおむね今回の研修会は、女性議員の中からもっともっと法に強くなりたいという意見があって実現したということでしたが、今回の講師の方は鳥取県や島根県の、県や市町村の職員研修でも講演なさっていることもあり、具体的な内容で話をしてくださったので、よく分かりました。

この永松正則氏は最後に、いろんなどころに行くけれども、このように党派に関係なく町村の議員が集まって研修会をするというのを初めて経験したということをおっしゃっておられました。それを受けた私たちとすれば、学生時代に返ったようで、積極的な質問もたくさんあり、これらの女性議員の方々が、いろんない見の違いがあっても、日頃の活動とこのような法律の勉強する中で、もっともっとたくましく活動していくんだなという感想を持って帰ってまいりました。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、令和4年度第2回市町村議会議員特別セミナーの報告を受けます。  
板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。去る8月1日、2日に、滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所J I A Mにおいて開催された、令和4年度第2回市町村議会議員特別セミナーに参加をしましたので、報告いたします。

当日は、北は北海道、南は鹿児島島の町村議員が120名、リモートで40名がこの特別セミナーを受講しておられました。

講義は、最初に「政策に強い議会をつくる一討議する議員・役立つ議会」と題して、中央大学副学長磯崎初仁教授の講演でした。議会の機能と改革が必要であり、機能は、一つに、条例制定等によって議会自らが自治体の政策をつくる役割、政策形成機能。二つには、執行機関の活動を

監視し、是正・抑制する役割、行政監視機能を認識し、確立する必要があるとのことでした。

今後の議会としての方向性は、首長の提案議案を審議するだけでなく、自ら問題を投げかけ、政策をつくり出すことが重要である。さらに、議会の公開・情報提供を住民に投げかける協働型議会への議会改革を進める必要がある等の内容でありました。

次に、「市町村における脱炭素のススメ」と題し、地球環境戦略上席研究員、藤野純一先生の講演でした。令和元年度10月に発生しました台風19号で大きな被害を受けた、長野県千曲川氾濫による甚大な災害を受け、長野県議会で気候非常事態に関する決議を受け、阿部知事が気候非常事態、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をした。

全国でも気候の変動による災害は毎年発生しており、国土強靱化は行政の必須の課題となっている。今後さらに自治体脱炭素化に向けて、脱炭素のまちづくり、環境イノベーション、地域循環共生圏の創出を進めていく必要性を訴えておられました。

省エネをしながら脱炭素社会を推進することで、異常気象・正のフィードバックのリスクを小さくする。資源のない日本にとって資源リスクを小さくする脱化石化によって、安全・安心な生活ができる社会変革が求められているとの講演でありました。

次に、「人口減少時代における地域創生を進めるポイント」と題し、関東学院大学地域創生学科、牧瀬稔教授の講演がありました。

最後に、「自治体DXの基本と議会の役割」と題し、磐梯町最高デジタル責任者である菅原直敏先生からの講演がありました。

この2つの講義については、今回の一般質問で項目を上げさせていただいております。そのときに講演の内容や私の私見を含め、町長と討論を交わしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上、市町村議会議員研修特別セミナーの報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県町村議会広報研修会の報告を受けます。

加藤学君。

○広報常任委員会委員長（加藤 学君） 2番、加藤学です。広報常任委員会からの報告です。

8月の3日水曜日、三朝町溪泉閣において、令和4年度鳥取県町村議会広報研修会が開催されました。

新型コロナウイルス感染の第七波の拡大の折、広報常任委員全員の参加ではなく、各自治体から2人ないし3人の参加となりました。

講師に広報アナリストの吉村潔氏を招き、「読まれ、信頼される議会広報のための効果的な編

集・レイアウト」と題して研修が行われました。

内容は、鳥取県内の各自治体で作っている議会広報をテキストに、また時々、県外の自治体の広報紙も交えて行われました。読み手の立場に立って、広報紙をまず手に取ってもらうにはどうすべきか、もう一步踏み込んで読んでもらうためにはどうすべきか、また、住民参加の広報紙の紙面作りはどうすべきかなどの問題について行われました。

まず、広報紙を手に取ってもらうための一番の重要点となる表紙のレイアウトと写真の選定方法について、広報紙を読んでもらうために中面のレイアウトと色使いをどうするか、また、1ページを見やすくするために使うフォント、それから文字間、それから行間、具体的な例を挙げて解説が行われました。

今回、南部町議会報は、昨年の12月議会を取り上げた第70号を提出して研修に参加しました。この第70号の中には「挑戦者たち」という連載があります。これは主に白川議員と埜田議員がインタビューと編集を行って連載しているものです。南部町で新しい事業、新しい仕事、起業をする若い人たちを取り上げて、当初は「挑戦する若者たち」と題して不定期連載しておりましたが、挑戦者は若者だけではないだろうということで、この号からただ単に「挑戦者たち」、そして連載をするためにV o l . 1、ボリューム1としました。そして、この挑戦者たちが様々な住民・グループの参加になるよい例として取り上げられて、これからも続けてほしいという紹介を受けております。景山議長から南部町議会だよりがよい例として取り上げられたのは初めてではないかということでしたので、報告に付け加えておきます。

現在、南部町議会だよりはいろいろと編集を変えております。今まで一般質問は壇上からの質問とそれに対する回答だけを2分の1ページで掲載しておりました。仲田議員が広報常任委員長有的时候に、一般質問のページを1人1ページにしてはどうかという提案がありましたが、これを完成させるのに約4年かかっております。

それから、現在、表紙にQRコードを入れて、南部町のホームページの過去の議会だより、それから議会の内容が見えるようにしております。それから、6月議会の号からは一般質問の質問者の顔写真の下にQRコードを入れて、スマホで一般質問の動画が見れるようにしました。これはほとんどが埜田議員の尽力によるものです。

若い人に、より多くの町民の人になんぶ議会だよりを手に取ってもらい、読んでもらうにはどうしたらいいのか、それからまた紙としての議会だよりと、それから動画としての一般質問、これのすみ分けをどうすべきか、まだ紆余曲折いろいろあると思いますが、今回の研修会の資料は議会事務局で閲覧できるようにしております。以上、広報常任委員会からの報告です。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会の報告を受けます。  
白川立真君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（白川 立真君） 報告いたします。去る8月17日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されましたので、報告をいたします。

定例会に提出された議案は2議案で、令和3年度歳入歳出決算認定、令和4年度補正予算（第1号）であります。

初めに、令和3年度決算認定につきましては、歳入総額2億3,088万8,662円、歳出総額2億2,091万6,694円で、歳入歳出差引き額997万1,968円、実質収支額も同額の997万1,968円でした。

歳入のうち1億6,420万9,000円が両町の負担金であり、南部町が8,003万5,467円、伯耆町が8,417万3,533円でした。

可燃ごみ搬入量につきましては、年間で4,223.53トンであり、前年度比に比べ97.92トンの減少でした。収集量は77.78トンの減少、直接搬入量も20.14トンの減少となりましたが、人口の減少や高齢化、食生活や生活スタイルの変化など、いろいろな要因があるとの説明でした。実際、スーパーなどでも新型コロナウイルス感染症の拡大後は、惣菜は個包装化され、直接触れないような工夫がされたり、飲食業はお弁当にしてテイクアウトに切り替えたりと変化したことにより容器の軟プラ類が多く見受けられ、ごみが軽くなっているように感じました。この令和3年度歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、令和4年度補正予算は、前年度繰越金を歳入で計上し、繰越金を2町にそれぞれ返還するための償還金と、昇格に伴う一般職の給料、電気料金高騰による光熱水費が提案されました。補正額は歳入歳出それぞれ997万円を増額し、歳入歳出の予算総額を2億1,424万円とするものであります。この令和4年度補正予算については、全会一致で可決されました。

議案書は事務局に供しておりますので、閲覧のほどよろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会定例会についての報告を受けます。  
細田元教君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（細田 元教君） 南部箕蚊屋広域連合議会8月定例会の報告をいたします。

去る8月30日、令和4年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、専決処分の承認のほか、令和3年度一般会計決算、介護保険事業特別会計決算並びに令和4年度一般会計補正予

算、介護保険事業特別会計補正予算が提案されました。

専決処分では、介護保険条例の一部を改正し、令和3年度に引き続き令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる方等の介護保険の第1号保険料の減免を実施することについて承認されました。

令和3年度一般会計決算は、歳入総額5億3,509万2,000円、歳出総額5億3,029万9,000円で、歳入歳出差引額は479万3,000円でした。前年度と比較し、歳入は1,828万2,000円、3.3%の減、歳出は1,895万8,000円、3.5%の減でした。減額の主な要因は、地域包括支援センター職員の給与等負担金の減となっています。

介護保険事業特別会計決算は、歳入総額31億6,519万円、歳出総額30億704万円で、歳入歳出差引額は1億5,815万円でした。昨年度と比較し、歳入は3,408万2,000円、1.1%の増、歳出は188万3,000円、0.1%の減でした。保険給付費は28億1,227万4,000円と、前年度と比較し1,332万5,000円、0.5%減となり、計画値に対しては95.9%の執行となりました。

令和4年度補正予算は、一般会計では、歳入歳出それぞれ2,456万円増額し、歳入歳出総額は5億4,956万円となりました。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ1億5,814万5,000円を増額し、歳入歳出総額は32億6,314万5,000円となりました。

一般会計、特別会計とも令和3年度決算に基づく補正が主なものでした。

決算、補正予算ともに総務民生常任委員会に付託し、審査された結果、本会議で認定、可決されました。

以上、南部箕蚊屋広域連合議会の報告を終わります。

資料は議会に閲覧となっておりますので、御確認ください。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第3号 及び 日程第6 報告第4号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。この際、日程第5、報告第3号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第6、報告第4号、令和3年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

町長より報告を受けます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、報告書で説明をしていきたいと思っております。御準備をよろしく申し上げます。報告第3号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告いたします。

次ページを御覧ください。令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。これにより各指標、数値の御説明をいたします。令和3年度決算について算定したところ、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率は、一般会計、住宅資金貸付事業特別会計及び墓苑事業特別会計を合算し、算出いたします。また、連結実質赤字比率は、病院事業会計や水道事業会計を含む本町の全ての会計を合算し、町全体として赤字の有無を判断するものでございます。例年同様、令和3年度決算におきましても、両指標について赤字額は算出されませんでした。

次に、実質公債費比率、将来負担比率でございますが、これは南部町の借入金の返済額の大きさや、町全体の負債の大きさを示す指標でございます。令和3年度は実質公債費比率10.1%、将来負担比率11.9%と、いずれも早期健全化基準の25%、350%を下回っており、問題はございませんでした。

続きまして、令和3年度決算に基づきます資金不足比率について説明をいたします。報告第4号です。報告第4号、令和3年度決算に基づく資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告いたします。

次ページをお願いします。令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。各特別会計の決算に基づき、資金不足比率を算定した結果、全ての会計で資金不足は生じておりませんでした。したがって、資金不足比率も算出されず、経営健全化基準の20%を下回っております。各会計とも健全な経営がなされていることから、一般会計への影響は大きくなく、問題はございませんでした。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） これで報告第3号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第4号、令和3年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

日程第7 報告第5号

○議長（景山 浩君） 日程第7、報告第5号、法人の経営状況についての報告を受けたいと思います。

まず、西伯郡南部町土地開発公社についての報告を受けます。

企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。報告第5号、法人の経営状況についてです。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、次の法人の経営状況を説明する資料を別添のとおり議会に提出いたします。

私のほうからは、令和3年度の西伯郡南部町土地開発公社の経営状況を御報告いたします。こちらのほうは3月に開催した理事会にて御承認をいただいているものでございます。

報告書を開いていただきまして、事業報告書を要約して説明をいたしたいと思います。

1ページ目のミトロキリサイクルセンターにおきましては、既に平成25年度末で残土の受入れが終了しております。受入れ実績につきましては、47万1,729立方メートルであります。

令和3年度についても、土地の移動であったり、それから大規模な工事というものは行っていないということを御報告いたします。

それでは、5ページをお開きください。5ページは損益計算書となっております。

損益計算書のうち、事業収益についてはございません。

それから、次の段の事業総利益についてもございません。

販売費と一般管理費がマイナスの8万575円、それに営業外収益の115円、その他特別損益はございませんので、当期の純利益はマイナスの8万460円という具合になっております。

続けて、12ページを御覧ください。12ページについては、剰余金の計算書をつけております。令和2年度末の繰越利益準備金が773万8,768円でございます。先ほどの当期純利益の8万460円を差し引きまして、令和3年度末の繰越利益準備金が765万8,308円という具合になっております。

今後も公有地の拡大の推進に関する法律を遵守いたしまして、引き続き経費削減に努めて健全な財務運営を心がけたいという具合に考えております。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、株式会社緑水園についての報告を受けます。

産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。それでは、株式会社緑水園について報告をさせていただきます。

まず、事業報告書のほうから説明をいたします。1ページ、2ページを御覧ください。令和3年度におきましても、1年を通じてコロナウイルス感染拡大の影響は甚大でして、外出の自粛要請や営業時間の短縮要請などによる、緑水園をはじめとする関係施設への来客数は大幅に減少しております。営業収益は前年対比で69%、約7割程度の減少する状況となりました。

しかしながら、そのような中でも一昨年前から開始されたテークアウト、これは配達もされておりますが、これを継続され、実施されたことや、新たに法要等へ料理提供など、積極的に行われまして、来ていただく緑水園からお届けする緑水園への営業形態の転換によりまして売上げを確保、また、食堂等においては新メニューの開発、それから提供で新たな来店者の確保など、全職員一丸となって対策に当たられまして、コロナ関連の補助金の活用なども併せて、コロナ禍のこの厳しい状況を独自の対策で乗り切ってきたという状況になっています。

次に、決算状況について説明をいたします。まず、4ページの損益計算書のほうをお願いします。指定管理収入を含みます令和3年度の売上高の合計は6,672万1,156円、売上原価は1,364万8,959円で、差引きいたしまして売上総利益は5,307万2,197円となっています。令和2年度の売上げの総利益は7,510万7,215円でしたので、比較をいたしまして約2,200万円の収益減となっております。

次に、販売費及び一般管理費ですけれども、7,002万8,346円で、令和2年度と比較しまして、約330万円増加をしております。

内訳につきましては、科目ごとの決算金額が5ページのほうに示してありますので、御確認をお願いします。これによりまして、令和3年度の営業収益は1,695万6,149円の赤字を計上しています。

次、営業外収益として1,052万5,903円の決算となっておりますが、そのうち雑収入として985万6,120円が計上されています。収益の内容としては、コロナ関係補助金、それから本町が補助しました竹林資源活用促進事業補助金などとなっています。このほか、過年度法人税の還付等を相殺いたしまして、令和3年度の決算は535万1,290円の赤字決算となっています。

3ページのほうに戻っていただきまして、貸借対照表についてですけれども、先ほどの令和3年度の決算状況を反映しまして、5,311万1,449円となります。

最後に、6ページのほうに株主資本等変動計算書がありますけれども、純資産の合計は期首残高1,855万2,756円から令和3年度決算の損失額535万1,290円を差し引いて、3年度期末残高としまして1,317万1,466円となっています。

以上で株式会社緑水園の決算報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、一般財団法人南部町農村振興公社の報告を受けます。

産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。引き続き今回は一般財団法人南部町農村振興公社について報告をいたします。こちらも1ページ目をお願いいたします。令和3年度事業報告です。農作業の受託及び委託作業実績のほうになります。農村振興公社の主な事業は、水稲、大豆、それからソバに関する作業受委託になります。

水稲の関係につきましては、全体の作業受託面積を前年度と比較しますと、令和3年度では2,729.4アール、令和2年度が2541.1アールで、188.3アール増加し、7.4%の伸びを示しています。

大豆につきましては、作業受託面積が、増加が見てとれますけれども、要因としては生産者の方が令和2年度は大豆からソバに作付を転換されまして、令和3年度には大豆の作付に戻されたということがあったため、今回の実績となっているようにございます。

一方で、ソバにつきましては、天候による不作が大きく影響しまして、大幅な減少となったものとお聞きしています。

各種作業の収入内訳、作業面積等の比較につきましては7ページと8ページ、こちらのほうにお示しをしていますので、御確認をお願いします。水稲、大豆のほうにつきましては、あまり大きな変動はありませんでしたが、先ほど申し上げましたとおりソバに関しては不作による影響が大きく、受託収入の減少の大きな要因となっております。

次に、収支の状況についてです。まず、3ページ、それから4ページの正味財産増減計算書のほうを御覧ください。

経常収益は、基本財産運用益、それから事業収益、受け取り補助金等、雑収益、これを合計しまして、経常収益の合計は679万6,255円。前年度と比較し、281万1,137円の減となりました。農作業受委託収入の減少と南部町からの補助金収入の減によるものとなります。

次に、経常費用のほうです。事業費、管理費、こちらを合計して、経常費用の合計は535万2,107円、前年度比較で103万700円の減となりました。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は144万4,148円の増となりまして、これに経常外増減額2万1,999円を加えました146万6,143円が当期の一般正味財産増減額、令和3年度分の黒字決算となりました。これを受けまして、累積の決算を示します一般正味財産の期末残高は、令和4年3月末で1,580万4,720円となり、指定正味財産を加えました期末残高が、2,5

80万4,723円が南部町農村振興公社の令和3年度の決算となっております。

そのほか、6ページのほうに令和3年度の収支決算の詳細を参考としてお示ししていますので、後ほど御確認ください。以上で終わります。

○議長（景山 浩君） これで報告第5号、法人の経営状況についてを終わります。

ここで休憩を取ります。再開は2時15分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第8 議案第45号 から 日程第25 議案第62号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。この際、日程第8、議案第45号、令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第62号、令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第45号から日程第25、議案第62号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

資料を確認したいと思います。説明には、議案書、それから歳入歳出決算書、A3判の令和3年度決算資料、この3点で御説明をしてみたいと思います。御準備をお願いします。

議案第45号、令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

そういたしますと、歳入歳出決算書、分厚いほうです。これの111ページをお願いします。

111ページでございます。111ページには実質収支に関する調書をつけております。歳入総額86億4,996万5,758円、歳出総額82億7,579万3,074円で、差引き額は

3億7,417万2,684円。翌年度へ繰り越すべき財源の850万3,299円を差し引いた実質収支額は、3億6,566万9,385円となりました。

次に、A3判の決算資料をお願いします。1ページからです。1ページでございます。上段の表の中ほどを御覧ください。先ほど説明しました令和3年度実質収支額から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支額は、1億7,936万5,254円の黒字となり、当該単年度収支額に財政調整基金への積立額を加算し、財政調整基金の取崩し額を差し引いたものに繰上償還額を加算して求めた実質単年度収支額は、1億7,980万8,229円の黒字となっています。

次に、歳入の状況について御説明したいと思います。飛びますけども、決算書、もう一度お願いします。決算書の2ページをお願いしたいと思います。2ページにはいろいろ書いてありますけども、不納欠損額と収入未済額について御説明をいたします。

不納欠損額についてでございます。町税、一番上に書いてあります。町税が106万4,094円となっています。

収入未済額につきましては、町税が2,945万1,527円。

続いて、4ページをお願いします。分担金及び負担金、これにつきましては357万1,946円。

使用料及び手数料が676万4,283円などございまして、6ページの合計4,014万274円となりました。

続きまして、A3判のまた2ページをお願いしたいと思います。歳入の状況について御説明をしております。昨年度と比較しまして、増減の主なものを説明いたします。

まず、自主財源についてでございます。町税が前年比861万3,000円増加し、10億330万7,000円となりました。この主な要因は、法人町民税（法人割）などの増に伴うものがございます。

分担金及び負担金が1,077万5,000円減少し、6,938万6,000円となりました。主な要因につきましては、現年分の保育料、それから学校給食費等の減によるものでございます。

寄附金です。1,641万2,000円増加し、8,877万2,000円となります。これはがんばれふるさと寄付金の増によるものでございます。

繰入金は、1億6,892万6,000円の減で、2,643万5,000円となります。これは減債基金繰入金の減によるものでございます。

諸収入は4,570万1,000円の減、1億1,487万2,000円となりました。主に

自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、これにつきましては令和2年度に非常用発電設備の事業の充当をしております。それから、コミュニティ助成事業助成金、これにつきましても令和2年度の子どもの広場整備事業に充当しております。これなどの減によるものでございます。

自主財源の構成比率は18.5%、前年度比で1.2%低くなっています。

次に、依存財源でございます。地方譲与税は、法人事業譲与税や森林環境譲与税の増によりまして、898万6,000円の増の8,610万4,000円となりました。

地方消費税交付金は、1,796万9,000円増の2億3,072万円となりました。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増によりまして、470万4,000円増の1,284万3,000円となっています。

地方交付税です。地方交付税は、普通交付税、特別交付税とも増額し、3億9,922万5,000円の増で、37億5,616万6,000円となりました。歳入全体の43.4%と、依然として大きな割合を占めています。

次に、国庫支出金は7億9,824万6,000円減少し、16億835万4,000円となりました。主なものは特別定額給付金給付事業費補助金、これにつきましては1人当たり10万円の給付を行いました。それと、地方創生拠点整備交付金、キナルなんぶの整備に使っております。これの減。それから、高度無線環境整備推進事業補助金、これにつきましては光ファイバーの整備。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などが要因となります。

3ページをお願いします。県支出金でございます。2億8,445万6,000円増の8億75万1,000円となりました。主なものとしては鳥取県合板・製材生産性強化対策事業費補助金、それから農地耕作条件改善事業費補助金が増額となりました。農地災害復旧事業費補助金などが減少しております。

町債についてでございます。7億530万円の減で、5億3,050万円となりました。主なものにつきましては複合施設整備事業債、光ファイバ整備事業債が減少し、サテライト拠点施設整備事業債、かまくら山荘でございます。それと、災害復旧事業債が増額となっています。

続いて、依存財源の総額は、7億8,297万8,000円減の70億5,031万2,000円で、歳入全体の総額では11億460万6,000円減の86億4,996万6,000円となりました。

下段にそれぞれの財源に占める構成割合をグラフにしています。地方交付税に大きく頼っている南部町の財政構造が見てとれると思います。令和3年度は、特別定額給付金給付事業や地方創生拠点整備事業の完了によりまして、国庫支出金が大きく減少しているところです。

4ページをお願いします。続いて、歳出の状況について説明をいたします。まず、目的別の歳出状況です。代表的なものを説明してまいります。

総務費は17億8,885万6,000円減で、20億8,144万5,000円となります。特別定額給付金給付事業10億7,098万6,000円の減、複合施設整備事業で12億5,120万7,000円の減や、南さいはくサテライト拠点整備事業で1億4,867万3,000円の増、光ファイバーの整備事業で1億981万6,000円の増などが主な増減の要因となります。

民生費は、1億8,011万7,000円増の24億789万8,000円となります。南部町ぬくもり燃料券配布事業、これにつきましては全世帯に1万円の燃料券を配布したものでございます。これにつきましては3,877万4,000円の増、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、これが7,314万円の増、子育て世帯への臨時特別給付金事業、これが1億3,533万2,000円の増……（発言する者あり）

続けていいですか。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○総務課長（大塚 壮君） 続いて、子どもの広場整備事業で1,693万2,000円の減などが増減の要因となります。

衛生費です。1億4,619万9,000円の増で、10億2,132万8,000円となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で9,342万5,000円の増、二酸化炭素排出実質ゼロ推進事業が1,391万7,000円の増、病院事業費が7,907万3,000円の増、上水道事業費が2,130万8,000円の減などが主な増減の理由となります。

農林水産業費は、2億4,671万円増の7億5,625万2,000円です。農地耕作条件改善事業2,579万7,000円の増、合板・製材生産性強化対策事業が2億4,000万円の増、県営農村地域防災減災事業、これにつきましては895万3,000円の減、地籍調査事業については1,667万1,000円の減、これらが主な要因となります。

商工費です。商工費は358万1,000円増で、1億1,404万5,000円となります。未来に伝える応援チケット購入事業【第2弾】、これにつきましては1,249万9,000円

の増、生活支援・地域活性化事業、これは商品券1人5,000円分を配布した事業でございます。3,430万4,000円の増、それからプレミアム商品券発行事業で3,749万6,000円の減などが主な要因となります。

次ページをお願いします。土木費です。3,977万8,000円減の3億1,768万7,000円となります。道路改良事業が742万5,000円の減、道路維持の事業、これが1,787万6,000円の減、公園管理事業、これが333万5,000円の増などが主な要因でございます。

続いて、消防費です。4,618万9,000円減の6,022万5,000円となります。災害対策事業、先ほども申し上げましたけども、非常用発電設備の整備が令和2年で終わっておりますので、その分5,054万1,000円の減となっています。

教育費です。5,729万6,000円減の5億6,860万8,000円となります。ICT活用事業3,299万円の減、校内通信ネットワーク整備事業2,345万2,000円の減や、法勝寺中学校外壁改修事業1,925万3,000円の増などが主な要因となります。

災害復旧費です。1億6,516万円増の2億1,698万1,000円です。令和3年度の7月、8月の豪雨災害などによりまして、農業用施設、林道、道路橋梁、河川などの災害復旧費の増によるものとなっています。

公債費につきましては、7,393万5,000円減の6億4,875万円となりました。

歳出全体の合計は、前年度比較12億6,449万6,000円減の82億7,579万3,000円となりました。

下のほうにグラフをつけています。民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、災害復旧費以外は全て減少しているところです。

6ページをお願いします。性質別の状況について御説明をいたします。上段のほうが義務的経費となります。

人件費につきましては、5,745万2,000円増の12億8,868万9,000円となりました。これにつきましては会計年度任用職員に係る報酬・給料が2,297万9,000円の増、会計年度任用職員の手当、これが1,011万6,000円の増となり、退職手当組合負担金が391万1,000円の減、職員給料が231万6,000円の減となっています。

続きまして、7ページ、お願いします。7ページの下段のほう、再掲欄を設けています。人件費プラス投資的経費事業費支弁人件費欄を御覧ください。前年度と比較しまして5,813万円増加しまして、13億2,263万円となりました。

6ページに戻っていただいていいですか。6ページです。続いて、扶助費でございます。2億4,283万6,000円増となり、12億130万2,000円となりました。各種臨時特別給付金などによる増額が主な要因となっています。

公債費につきましては、7,393万5,000円減の6億4,875万円となりました。

義務的経費全体では、2億2,635万3,000円増の31億3,874万1,000円で、歳出に占める構成比は37.9%となっています。

次に、投資的経費でございます。普通建設事業費7億3,108万円の減で、12億5,639万円となっています。減額となった主なものにつきましては、複合施設整備事業で11億4,979万5,000円、災害対策事業で5,096万8,000円、校内通信ネットワーク整備事業で2,345万2,000円となります。

災害復旧事業は、令和3年7月、8月豪雨災害によるものが、1億6,587万4,000円増の2億1,769万5,000円となりました。

投資的経費全体といたしましては、5億6,520万6,000円減の14億7,408万5,000円となり、歳出に占める割合は17.8%となっています。

次に、7ページをお願いします。その他の経費について御説明をしております。物件費1億4,839万4,000円減の11億1,325万2,000円で、複合施設整備事業で1億141万2,000円の減、プレミアム商品券発行事業で3,749万6,000円の減、がんばれふるさと寄付金事業で3,521万7,000円の減などが主な要因となっています。

維持補修費は、2,216万9,000円減の5,154万1,000円となりました。

補助費等でございます。補助費等は、9億5,273万円減の15億4,440万3,000円となりました。特別定額給付金支給事業で10億6,700万円、上水道事業費で2,130万8,000円の減などが主な要因でございます。

積立金でございます。2億4,350万7,000円増の2億8,009万7,000円となりました。

一つ飛びます。繰出金です。4,604万3,000円減の6億7,342万8,000円となり、各特別会計への繰り出しとなっています。

結果といたしまして、その他経費全体では9億2,584万8,000円減の36億6,276万2,000円となり、歳出に占める割合は44.3%となっています。

下段にグラフをつけておりますので、御確認をお願いします。このグラフを見ますと、人件費の増加、それから普通建設事業費、補助費等の減少がお分かりいただけるかなというふうに思い

ます。

8ページを御覧ください。8ページには基金の状況をつけています。財政調整基金、これにつきましては44万2,975円を積み立て、8億2,230万2,364円となります。減債基金は1億9,804万1,004円を積み立てまして、10億1,624万3,613円となります。その他特定目的基金につきましては、計8,161万2,830円を積み立てまして、827万5,208円を取り崩した結果、14億650万5,232円となり、財政調整基金、それから減債基金、その他特定目的基金の合計は32億4,505万1,209円となりました。

このほか定額運用、特別会計を加えた総合計は、34億8,520万6,156円となりました。

続いて、地方債の状況です。令和3年度におきましては、5億3,050万円を発行いたしております。

元金償還金の償還額は6億2,387万7,000円で、令和3年度末残高は63億5,387万8,000円と、昨年度と比較して9,337万7,000円減少しております。

続いて、9ページです。9ページには財政状況の推移を表しています。まず、標準財政規模です。3番目の表の右下の段、令和3年度の計を御覧ください。46億7,054万円となりました。昨年度に比べまして、2億5,558万6,000円増加しています。標準財政規模は、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の規模で、近年は43億から44億円台で推移をしてきましたが、令和3年度は地方消費税交付金や普通交付税の影響によりまして、46億円台まで増加をしてきています。

続いて、財政力指数でございます。先ほどの標準財政規模の下の欄に記載をしています。この数値は1に近いほど財政的に自主財源に富んでいるということが言えると思います。令和3年度の指数は、昨年の指数と比べますと0.025ポイント下降の0.244でございました。財政的に依存財源に頼っているということには変わりはありません。財政運営の安定にはこの指標の増加が目標であります。

続いて、10ページを御覧ください。町税の推移でございます。町民税は法人町民税が増額したことによりまして、令和2年度と比較して増加をしています。固定資産税については、土地、家屋ともに減少しています。これは評価替えによる減収によるものでございます。償却資産につきましては、令和3年度限りの新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の固定資産税の負担軽減措置、これによりまして減少しているところでございます。

続いて、11ページ、お願いします。経常収支比率でございます。上段の表の一番下、経常収

支比率が86.8となっています。その理由としましては、一番下の欄に分析していますように、令和3年度は町民税におきまして、コロナ禍からの景気回復による法人町民税の増収やたばこ税の増収により、対前年度で861万3,000円増の10億330万7,000円となりました。

また、普通交付税におきましては、算定項目の新設、新しくできたものですが、これにつきましては地域デジタル社会推進費、それから臨時財政対策費、これが追加になりました。このことによりまして2億7,792万3,000円の増加となっています。

一方で、歳出の経常経費充当一般財源でございます。扶助費、公債費繰出金で減少いたしましたが、人件費、維持補修費、物件費、補助費等で増加し、全体で899万8,000円の増加となりました。

その結果、歳出の増加は見られたものの、歳入の経常一般財源の大幅な増加によりまして、経常収支比率は前年度より5.3ポイント下降しております。年次的に財政の硬直化が進んでいる状況ではございましたが、令和3年度におきましては少なからず改善が見られたと思っています。

12ページをお願いします。地方交付税でございます。

まず、普通交付税でございます。上の表の4段目の一本算定のところを御覧ください。令和3年度は32億1,693万8,000円となりました。

特別交付税は、前年度と比較しまして1億2,130万2,000円増加をいたしております。交付税総額としては、臨時財政対策債を含めまして合計39億2,404万2,000円となっています。

続いて、13ページをお開きください。一般会計歳出決算額の性質別の推移について御説明をいたします。平成24年度からの推移を記載しているところです。

義務的経費におきましては、人件費、扶助費がともに伸びており、今後も伸びは想定される場所であり、義務的経費の増加につながっていくことが考えられます。

物件費、補助費等は、支出に占める割合は大きなものであります。

繰出金についても増加傾向にあり、今後も注視する必要があると思っています。

普通建設、災害復旧費については、年によって投資活動や災害発生の状況により決算額に変動がございます。

令和3年度の特徴としましては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策事業の影響が大きく、扶助費は長期化するコロナ禍における各種特別給付金事業の実施や、障がい者福祉事業において増加をしております。

公債費は、平成13年度に借入れをいたしました鳥取県西部地震災害対策事業の償還が終了い

たしたことにより減少をいたしました。

普通建設事業は、光ファイバ整備事業や合板・製材生産性強化事業といった大規模な事業を行いました。令和2年度の複合施設整備事業の減額が大きく、前年度より大幅に減少しております。

災害復旧事業は、令和3年度、7月、8月の豪雨等、激甚災害が発生したことにより増加をいたしております。

補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策事業関連の南部町ぬくもり燃料券配布事業や、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等の増加に加え、病院事業への補助や、スマート農業社会実装促進事業が増加いたしました。令和2年度に行いました特別定額給付金給付事業の減額が大きく、前年度より大幅に減少しております。

続いて、14ページをお願いします。公債費の推移を表しています。令和3年度の公債費負担比率は11.8ポイントと、昨年度と比較しましてマイナス2.0ポイントとなりました。

次に、実質公債費比率です。過去3年間の比率の平均が18%を超えると地方債の発行には許可が必要となります。25%を超えると一定の種類の地方債の発行が認められなくなります。令和3年度のこの間の3年度分の平均は1.3ポイント減の10.1ポイントとなっています。

次に、普通会計の地方債現在高の推移でございます。中ほどの表を御覧ください。令和3年度は、サテライト拠点施設整備事業や法勝寺中学校外壁改修事業で合併特例債を借り入れて、災害対策事業、これは非常用発電設備の整備でございます。それや福祉センター管理事業におきまして、ヒートポンプチラーの更新などで緊急防災減災事業債を借り入れております。令和3年度末においては63億5,387万8,000円となりました。

続いて、15ページをお願いします。15ページにつきましては、地方債の現在高に対する基金残高と算入交付税の推移でございます。平成23年度より基金残高と算入交付税を加えたものが起債残高を上回るようになり、令和3年度末においては20億667万9,000円上回っております。近年、基金の取崩しによって収支のバランスを維持してきておりますが、起債残高の減少がそれを上回るため、将来負担への抑制が保たれている状況でございます。

次に、一般会計等歳出決算額、性質別のうち、人件費の推移でございます。合併当初は188人の職員数でございました。令和3年度におきましては128人、ほぼ3分の2になっています。令和3年度から会計年度任用職員、これはフルタイムでございますけれども、この方々が共済組合の加入となったことや、新型コロナウイルスワクチン接種の実施における時間外手当の増加したこともありまして、総人件費では前年度比5,745万2,000円増の12億8,868万9,

000円となりました。

最後に、今度は決算書です。213ページでございます。213ページには財産に関する調書、それから217ページには定額基金の運用状況を記載しておりますので、後ほどお読み取りをいただきたいと思っております。

長時間にわたりましたが、私のほうからの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。議案書と決算書で説明させていただきます。議案書の2ページを御覧ください。議案第46号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の133ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は13億6,576万964円、2番、歳出総額は13億4,887万7,953円、3番、歳入歳出差引額は1,688万3,011円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は1,688万3,011円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

123ページをお願いします。歳出から説明させていただきます。主なもので説明させていただきます。1款総務費です。予算現額961万1,000円に対しまして、支出済額866万1,761円でした。

1目一般管理費は、国保事務に要する経常的支出となります。委託料は電算処理業務委託、負担金補助及び交付金は国保連合会への負担金であります。

2款保険給付費です。予算現額10億3,920万2,804円に対しまして、支出済額10億3,205万91円でした。内訳としまして、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費が支出済額の8億8,291万5,125円で、国民健康保険の一般被保険者が医療に要した費用の公費の負担部分となります。

3目一般被保険者療養費の支出済額395万8,854円は、一般被保険者が補装具、整体師等の医療を補完する費用に支出した公費負担分になります。

5目審査支払手数料の支出済額266万5,194円は、鳥取県国保連合会に支払うレセプト審査の手数料になります。

2項高額療養費は、予算現額1億4,109万1,804円に対しまして、1億4,109万918円支出しております。高額療養費は、一月に支払われた医療費の本人負担額が個人ごとの限度額を超えていた場合に超えた部分を支給するものになります。

125ページをお願いします。4項1目出産育児一時金は、予算現額84万円に対して、84万円を支出しております。昨年は2名ありました。

5項葬祭諸費、1目葬祭費は、予算現額68万円に対しまして、58万円を支出しております。喪主に対して支払われる葬祭費です。昨年は29名に支払っております。

3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額2億6,998万9,000円に対しまして、2億6,998万7,530円を支出しております。こちらは鳥取県に支払う納付金です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で負担しております。

127ページをお願いします。6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。予算現額850万9,000円に対しまして、737万2,191円を支出しております。被保険者の生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に行う特定健診などの費用になっております。

2項保健事業費は2,095万5,000円の予算現額に対しまして、1,967万6,147円を支出しております。1目保健施設普及費は、人間ドック、がん検診等に係る支出です。2目健康施設管理費は、健康管理センターすこやかかの管理に係る支出になっております。

129ページをお願いします。7款基金積立金は補正により1,500万円を計上し、500万円を基金に積み立てております。

8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金は、西伯病院が行う健康管理事業などに対して特別調整交付金で交付決定となった金額を西伯病院に繰り出したものです。580万4,000円を支出しております。

131ページをお願いします。歳出合計額としまして、予算現額13億7,002万4,000円に対し、支出済額13億4,887万7,953円となりました。

続きまして、歳入になります。117ページをお願いします。1款国民健康保険税は、調定額2億3,479万3,581円に対し、収入済額が1億9,522万7,455円、不納欠損額が81万4,660円、収入未済額が3,875万1,466円でした。現年の徴収率は96.22%となっております。節ごとの内訳につきましては、御覧いただきますようお願いいたします。

3款国庫支出金、1目災害等臨時特例補助金の調定額は31万3,000円に対し、収入済額は31万3,000円でした。これはコロナによる保険料減免に対する補助になります。

119ページを御覧ください。以下、調定額と収入済額は同額でございますので、調定額は省かせていただきます。

5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。収入済額は10億7,025万3,105円です。内訳は、普通交付金が10億2,869万105円、特別交付金が4,156万3,000円でございます。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、収入済額9,146万6,557円です。これは出産育児一時金、事務費、基盤安定、財政安定支援事業に充てるものになっております。

9款繰越金は650万9,307円で、令和2年度からの繰越金になります。

10款諸収入、2項雑入、3目一般被保険者返納金は、収入済額191万1,500円で、国保喪失後に保険証を使用されたことによる返納金になります。

歳入合計としまして、調定額14億532万7,090円、収入済額13億6,576万964円、不納欠損額81万4,660円、収入未済額3,875万1,466円でした。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、後期高齢になります。議案書の3ページを御覧ください。議案第47号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の146ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は1億5,026万2,125円、2番、歳出総額は1億4,940万2,854円、3番、歳入歳出差引き額は85万9,271円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は85万9,271円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

142ページをお願いします。歳出から説明をさせていただきます。1款総務費です。予算現額224万3,470円に対しまして、支出済額197万6,329円でした。1項総務管理費は保険証交付に係る事務費、2項徴収費は保険料を集めるための事務費になります。

2款分担金及び負担金です。予算現額1億4,289万4,000円に対しまして、支出済額1億4,143万3,934円でした。これは徴収した保険料と事務費負担分を後期高齢者医療広域連合に支出するものになります。

4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費です。予算現額562万6,000円に対しまして、支出済額484万3,840円でした。これは健診に係る支出になっており

ます。

144ページをお願いします。歳出合計は、予算現額1億5,203万9,000円に対しまして、支出済額は1億4,940万2,854円でした。

続いて、歳入になります。138ページをお願いします。1款後期高齢者医療保険料です。調定額1億114万37円に対しまして、収入済額は1億60万2,579円、収入未済額は53万7,458円でした。

4款繰入金は、4,282万6,137円を収入しております。事務費繰入れ分と基盤安定繰入れ分になります。

5款繰越金は、前年度繰越金として77万2,691円の収入になります。

6款諸収入、2項還付金及び還付加算金は127万1,300円を収入しております。これは保険料の還付金について後期高齢からの収入になります。

140ページをお願いします。3項雑入は477万1,098円を収入しております。広域連合からの健康診査委託金の収入になります。

歳入合計は、調定額1億5,079万9,583円、収入済額は1億5,026万2,125円、収入未済額は53万7,458円でした。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

続きまして、墓苑会計に行かせていただきます。議案書の4ページを御覧ください。議案第48号、令和3年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の155ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は143万9,468円、2番、歳出総額は143万9,468円、3番、歳入歳出差引き額はゼロです。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額はゼロ円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

153ページをお願いします。歳出から説明をさせていただきます。1款総務費です。墓地の管理に要する経費になります。予算現額77万2,000円に対しまして、支出済額は77万768円でした。委託料は、西伯墓苑の管理委託になります。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金は、西伯墓苑と円山墓地の返還に対しまして使用料を返還したものです。予算現額66万9,000円に対しまして、66万8,700円を支出しております。

歳出合計は、予算現額144万1,000円に対しまして、支出済額は143万9,468円  
でございました。

続いて、歳入になります。151ページをお願いします。1款使用料及び手数料です。調定額  
は94万2,020円に対しまして、収入済額は92万8,280円でした。収入未済額は1万  
3,740円でした。こちら墓地の使用料と墓地の手数料になります。手数料は西伯墓苑からの  
収入になります。

3款繰越金は30万6,520円でした。

歳入合計は、調定額145万3,208円、収入済額は143万9,468円、収入未済額は  
1万3,740円でした。

以上、墓苑事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。初めに、議案書のほうを説明いたします。  
議案第49号、令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入  
歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書で説明をいたしますので、決算書の164ページをお開きください。実質収  
支に関する調書です。歳入総額は960万9,809円、歳出総額は960万9,809円、歳  
入歳出差引き額はゼロ円、実質収支額もゼロ円でございます。

それでは、歳出から御説明をします。162ページをお開きください。1款総務費、1項総務  
管理費、1目一般管理費です。予算現額870万5,000円に対しまして、支出済額870万  
4,199円でございます。これは全て貸付金の徴収に係る事務経費、報酬19万円、需用費1  
万908円、役務費2万2,000円を合計した22万2,908円と、令和3年度で住宅資金  
貸付事業特別会計を廃止し、残った残余金848万1,291円を一般会計へ繰り出したもので  
ございます。

次に、2款公債費、1項公債費、1目元金です。予算現額88万9,000円に対しまして、  
支出済額は88万8,251円でございます。これは住宅新築資金及び宅地取得資金の地方債の  
元金の償還金でございます。

次に、2目利子です。予算現額1万8,000円に対しまして、支出済額は1万7,359円  
でございます。これは地方債の償還金に係る利子となっております。

続きまして、歳入を御説明いたします。160ページをお開きください。1款県支出金、1項

県補助金、1目助成事業費県補助金でございます。調定額16万7,000円、収入済額も同額の16万7,000円でございます。これは徴収に係る事務経費に対する県補助金となっております。

次に、2款繰越金です。調定額647万8,289円、収入済額も同額の647万8,289円でございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入でございます。貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金の元利収入となっております。それぞれの資金の現年度分と滞納分を合わせまして、貸付金元利収入は調定額9,066万8,458円、収入済額が296万4,520円、収入未済額が8,770万3,938円でございます。この収入済額は全て滞納繰越分の収入となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を入れたいと思います。再開は3時30分といたします。

午後3時17分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。私のほうからは、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、公共下水道事業の3つの特別会計につきまして、続けて説明のほうさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の6ページを御覧ください。議案第50号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の177ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額が2億4,574万4,736円、歳出総額が2億4,572万5,876円、歳入歳出差引き額は1万8,860円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1万8,860円となります。

173ページをお願いします。まず、支出のほうから説明させていただきます。1款総務費で、支出済額8,071万9,205円で、不用額のほうは261万9,795円です。これは主に

職員給与費や、施設の維持管理費等を支出しております。

次に、2款公債費です。支出済額1億6,500万6,671円で、不用額は28万7,329円です。これは起債の償還元金と利子になっております。

3款予備費のほうは、支出はありません。

175ページをお願いします。歳出合計は、支出済額2億4,572万5,876円で、不用額は292万6,124円になります。

169ページをお願いします。続きまして、歳入でございます。1款分担金及び負担金です。調定額371万1,441円、収入済額70万円、収入未済額は301万1,441円になります。

2款使用料及び手数料です。調定額7,612万6,944円で、収入済額は7,217万4,969円、収入未済額は395万1,975円です。

3款の国庫支出金はございません。

4款繰入金です。調定額1億343万311円、収入済額は同額です。これは一般会計からの繰入金になっております。

5款繰越金です。調定額15万2,056円、収入済額は同額です。

171ページをお願いします。6款諸収入です。調定額18万7,400円、収入済額は同額です。これは雑入としまして、消費税の確定申告還付金になっております。

7款町債です。調定額6,910万円、収入済額は同額です。これは資本費平準化債などの借入れを行っております。

歳入総額は、調定額2億5,270万8,152円で、収入済額2億4,574万4,736円、収入未済額は696万3,416円になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、7ページをお願いします。議案第51号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書のほうの190ページをお願いします。初めに、実質収支に関する調書です。歳入総額が6,055万7,937円、歳出総額が6,055万7,937円、歳入歳出の差引き額はゼロ円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はゼロ円になります。

186ページをお願いします。歳出のほうから御説明します。1款総務費です。支出済額4,488万4,462円、不用額は738万2,538円になります。これは主に浄化槽の維持管理費と新設工事に係るものでございます。

次に、2款公債費です。支出済額1,567万3,475円、不用額は11万2,525円です。これは起債の償還元金と利子になります。

3款予備費の支出はありません。

188ページをお願いします。歳出合計は、支出済額6,055万7,937円、不用額は764万2,063円となります。

182ページをお願いします。次に、歳入のほうです。1款分担金及び負担金です。調定額191万5,000円に対しまして、収入済額150万円、収入未済額は41万5,000円です。これは浄化槽設置に係る分担金になっております。

2款使用料及び手数料です。調定額が2,152万6,282円、収入済額2,030万9,356円、収入未済額は121万6,926円になります。

3款国庫支出金です。調定額174万8,000円、収入済額は同額です。これは浄化槽設置に係る国庫補助金になっております。

4款繰入金です。調定額2,836万2,401円、収入済額は同額です。これは一般会計からの繰入金になっております。

5款繰越金です。調定額1万4,980円、収入済額は同額です。

184ページをお願いします。6款諸収入です。調定額12万3,200円、収入済額、同額です。これは雑入として消費税確定申告による還付金になっております。

7款町債です。調定額850万円、収入済額は同額です。これは浄化槽設置工事に係る起債の借入れになっております。

歳入合計は、調定額6,218万9,863円、収入済額が6,055万7,937円、収入未済額は163万1,926円になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、8ページをお願いします。議案第52号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の203ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額は1

億6,705万5,273円、歳出総額が1億5,808万6,223円、歳入歳出の差引き額は896万9,050円になります。翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額が892万6,000円ですので、実質収支額は4万3,050円となります。

199ページをお願いします。歳出から説明いたします。1款総務費です。支出済額5,959万7,033円、翌年度繰越額は繰越明許費で892万6,000円ですので、不用額は275万3,967円となります。これは主に職員給与費や、施設の維持管理費を支出しているものです。繰越明許費につきましては、阿賀地内の国道180号線舗道にあります下水道マンホールの更新工事に伴うものになっております。

次に、2款公債費です。支出済額9,848万9,190円、不用額は12万1,810円です。これは起債の償還元金と利子になっております。

3款の予備費の支出はありませんでした。

201ページをお願いします。歳出合計は、支出済額1億5,808万6,223円、翌年度繰越額が892万6,000円ですので、不用額は298万7,777円となります。

195ページをお願いします。続きまして、歳入のほうの説明をいたします。1款分担金及び負担金です。調定額917万1,421円、収入済額216万3,000円、収入未済額は70万8,421円です。

2款使用料及び手数料です。調定額7,109万3,458円、収入済額6,887万6,338円、収入未済額は221万7,120円になります。

3款の国庫支出金はございません。

4款繰入金です。調定額6,844万1,649円、収入済額は同額です。これは一般会計からの繰入金になります。

5款繰越金です。調定額6万4,886円、収入済額は同額です。

197ページをお願いします。6款諸収入です。調定額30万9,400円、収入済額は同額です。これは雑入としまして消費税確定申告による還付金になっております。

7款町債です。調定額2,720万円、収入済額は同額です。これは資本費平準化債などの借入れを行っております。

歳入合計は、調定額1億7,628万814円、収入済額は1億6,705万5,273円、収入未済額は922万5,541円となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。議案書の9ページをお願いします。議案第53号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の212ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は6,781万1,448円、2番、歳出総額は6,403万1,278円、3番、歳入歳出差引額は378万170円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は378万170円となります。そのうち基金への繰入額はございません。

210ページをお願いします。歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。鶴田の太陽光発電施設の施設維持に係る経費になります。予算現額は2,852万7,000円に対し、支出済額は2,468万5,773円でした。需用費は、主なものとしてはパワコンの修繕になります。積立金は基金に858万4,000円を積み立てました。公課費は消費税及び地方消費税分になります。

2款環境費は、一般会計で行っている自然エネルギー関係への補助金として一般会計へ繰り出したものになります。967万8,539円を支出しております。

3款公債費は2,966万6,966円を支出しており、電気事業債の償還のための元金と利息分になります。

歳出合計は、予算現額7,061万5,000円に対しまして、支出済額は6,403万1,278円でございます。

続きまして、歳入になります。208ページをお願いします。4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入になります。予算現額6,642万9,000円に対しまして、調定額は6,405万2,032円、収入済額は同額になります。

歳入合計は、調定額及び収入済額は6,781万1,448円でした。

以上、太陽光発電事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、議案書の10ページを御覧ください。議案第54号、令和3年度南部町水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度南部町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計の決算報告書のほうで説明をいたしますので、御準備のほうを

お願いします。1ページ目から順に説明してまいります。それでは、まず初めに収益的収入及び支出の収入のほうから説明します。第1款水道事業収益は、営業収益と営業外収益、それから特別利益を合計しまして、決算額2億2,606万5,910円です。予算額に比べて決算額の増減は60万1,910円の増額になっております。

2ページ目をお願いします。続きまして、支出です。第1款水道事業費用は、営業費用と営業外費用を合計しまして、決算額2億727万2,055円。不用額は375万7,945円となります。

3ページ目をお願いします。資本的収入及び支出の収入のほうから説明します。第1款資本的収入は企業債と出資金を合計しまして、決算額3,554万6,736円です。予算額に比べまして決算額の増減は2,349万9,264円の減となっております。

4ページをお願いします。続きまして、支出です。第1款資本的支出は建設改良費と企業債償還金を合計しまして、決算額1億2,681万5,246円、不用額は1,024万754円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,126万8,510円は、当年度損益勘定留保資金をもって補填をするものとしております。

5ページをお願いします。令和3年度南部町水道事業会計損益計算書です。こちらのほうは税抜きの金額となっております。1、営業収益です。これは主に給水収益になっております。合計で1億7,417万3,365円です。

2、営業費用です。これは主に施設の維持管理費や減価償却費になっております。合計で1億7,847万218円です。営業利益としましてはマイナスの429万6,853円となります。

次に、3の営業外収益です。これは他会計からの補助金が主な収入になっております。合計で3,475万7,473円になります。

4、営業外費用です。これは企業債利息が主な支出になっております。

6ページ目になりますけれども、合計が1,520万1,466円となりまして、営業外の利益としては1,955万6,007円ということになります。

営業利益と営業外利益を合わせました令和3年度の経常利益は1,525万9,154円となりまして、5の特別利益と6の特別損失はありませんでしたので、当期の利益としましては1,525万9,154円となります。

7ページ目をお願いします。令和3年度南部町水道事業剰余金計算書です。前年度の繰越利益剰余金に令和3年度当期の利益を加えまして、令和3年度末の繰越利益剰余金はマイナスの1億6,309万726円となります。

8 ページ目をお願いします。令和 3 年度の南部町水道事業会計貸借対照表になります。初めに、資産の部でございます。1、固定資産の合計は 9 ページ目になりますけれども、9 ページの右上になります。21 億 7,317 万 8,055 円です。

2 の流動資産の合計は、1 億 2,325 万 131 円となります。

固定資産と流動資産を合わせた資産の合計は、22 億 9,642 万 8,186 円となります。

次に、負債の部です。3 の固定負債です。これは主に起債の残額で、合計で 6 億 6,879 万 2,238 円となります。

次に、4、流動負債です。これは主に起債と未払い金になりまして、合計は 10 ページの右上になりますけれども、1 億 3,959 万 8,884 円になります。

次に、繰延べ収益です。これは長期前受金で、合計で 6 億 9,180 万 8,800 円になります。

固定負債と流動負債と繰延べ収益を合わせた負債の合計は、15 億 19 万 9,922 円となります。

次に、資本の部です。6 の資本金の合計は、5 億 8,491 万 6,987 円になります。

7 の剰余金の合計は 11 ページになりますけれども、右の中ほどになります。2 億 1,131 万 1,277 円となります。

資本金と剰余金を合わせた資本の合計は 7 億 9,622 万 8,264 円となりまして、負債と資本の合計が 22 億 9,642 万 8,186 円となります。

15 ページをお願いします。次に、令和 3 年度の水道事業の報告になります。

概要の総括事項として順に説明をしております。初めに、老朽施設についてです。円山地内の配水管の布設替えを令和元年度から 4 か年で更新する計画を進めておりまして、令和 3 年度は円山地区の 3 工区の配水管の布設替え工事を実施しました。令和 3 年度は更新した管路の延長が 638.3 メートルで、進捗率は 77.5% になります。

次に、水道料金についてです。令和 2 年度の料金改定によりまして、給水収益が増加をいたしました。

次に、経営についてです。収入面では、給水収益が前年比で 12.7% 増加しました。それから、水道加入金につきまして前年比 462.7% と大幅に増加をいたしました。

支出面では、動力費は電気料金の価格が上昇した関係で、前年比で 12.5% 増加になりました。修繕費は、漏水修繕工事が多かったために前年比 43.5% の増加となりました。

主な支出項目であります動力費や修繕費は、前年度よりも大幅に増加したんですけれども、人

件費、薬品費、それから企業債の支払い利子が減少したために、当年度の純利益としましては1,525万9,000円の黒字の経営となりました。今後も引き続き、経費の節減や事業の効率化を徹底するとともに、料金収入や施設の更新、維持管理費用などを中長期に見据えながら財政の健全化を図っていきたいと考えております。

次に、給水の状況についてです。令和3年度末の給水人口は1万369人で、給水件数は4,102件になりました。年間有収水量は111万6,221立方メートルで、有収率は87.9%になりました。前年度末からの現状維持となっております。

16ページをお願いします。収益的収入及び支出に係る事業についてです。総収益は2億893万1,000円になりました。総費用は1億9,367万2,000円で、当年度の純利益は1,525万9,000円の黒字になりました。以前に作成しましたシミュレーションでは1,232万2,000円を見込んでおりましたけれども、少し黒字額が多くなった結果になりました。

17ページをお願いします。建設工事の概要になります。令和3年度は上水道区域において、拡張工事として円山地区で老朽管の布設替え工事を行いました。

次に、支払い額が10万円以上の修繕工事の概要になります。上水道区域では45件の修繕工事がありました。令和2年度が37件でしたので、少し多くなっております。本管に関わる修繕件数ですけれども、令和2年度とほぼ同じ21件でしたけれども、国道、県道での修繕箇所が多くなりまして、施工単価が高くなったために修繕費が増加したという結果になりました。

18ページをお願いします。18ページの下側ですけれども、旧簡易水道区域では4件の修繕工事がありました。令和2年度は3件でございました。

22ページをお願いします。企業債の概要になります。上水道事業の年度末の残高は、6億150万1,272円になりました。簡易水道事業は1億4,485万484円で、合計しますと7億4,635万1,756円となります。

明細につきましては、29ページ、30ページに表にまとめておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。

23ページをお願いします。令和3年度のキャッシュ・フロー計算書です。資金期末残高についてですけれども、3月末の現金は7,314万2,077円となりました。

なお、24ページ以降につきましては明細書となっておりますので、お読み取りをいただきますよう、よろしく申し上げます。

また、毎年御用意させていただいてます3条の経常収支と4条の資本的収支の推移計算表につ

きましては、今回も予算決算常任委員会のほうで説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。私のほうからは、病院事業会計の決算及び在宅支援事業会計の決算について説明をさせていただきたいと思ひます。最初に、議案書の11ページをお願ひいたします。議案第55号、令和3年度南部町病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度南部町病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

別冊の南部町病院事業会計決算報告書を御覧いただきたいと思ひます。

1ページをお願ひします。最初に、収益的収入及び支出についてでございます。上段が収入でありまして、病院事業収益、医業収益と医業外収益を合計したものでありますけれども、病院事業収益の決算額は23億8,303万9,018円となりまして、予算額に対しまして1億1,874万9,982円の減となりました。

下段のほうですが、支出につきましては、医業費用と医業外費用を足したものの、第1款の病院事業費用であります。決算額23億564万3,363円となりまして、予算に対して1億521万7,637円の減となりました。

2ページをお願ひします。資本的収入及び支出についてであります。収入につきましては、補助金、企業債に關します資本的収入につきましては、決算額3億8,351万6,805円となりまして、予算額に比べ6,879万4,195円の減となりました。

支出につきましては、建設改良費、企業債の償還金でありますけれども、資本的支出につきまして、決算額5億2,347万2,788円となり、予算に対して4,741万5,212円の減となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,121万6,063円、これ税抜きの金額でありますけれども、につきましては過年度分損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

次に、3ページをお願ひしたいと思ひます。病院事業会計の損益計算書であります。1の医業収益でありますけれども、入院収益、外来収益等合わせまして、17億1,940万6,676円となりました。

これに対する医業費用でありますけれども、給与費、あるいは材料費といったところでありますけれども、21億8,248万1,163円となり、差引き医業利益につきましては4億6,307万4,487円の赤字となりました。

医業外収益でありますけれども、町からの繰り出しに係る補助金でありますとか、コロナの補助金等の収益がございまして、6億5,107万4,598円。

医業外費用につきましては、企業債の利払い等でありますけれども、1億4,021万2,436円となり、先ほどの医業利益と合わせまして、経常利益としては4,778万7,675円の黒字となりました。

これに特別収益、特別損失を勘案しまして、当該の純利益につきましては4,783万7,675円の黒字ということになりました。

次に、4ページ以降に剰余金計算書及びキャッシュ・フロー計算書、それから貸借対照表を添付しておりますので、これはまた後ほど御覧いただければと思います。

10ページをお願いします。病院事業の報告についてであります。たくさん書いておりますけれども、少しポイントをかいつまんで説明をさせていただきたいと思います。

先ほど御報告させていただきましたとおり、総収益は23億7,053万1,000円、総費用23億2,269万4,000円となり、純利益は4,783万8,000円で、5年ぶりに黒字を計上することができました。

患者数は昨年度より若干減少したものの、入院患者の延べ数は5万6,999人、外来患者延べ数は4万5,917人となりました。

医業収益につきましては、急性期病棟の患者数の減というような影響もあり、入院収益については11億6,393万7,000円となり、前年より3,639万7,000円の減となりました。一方で、外来収益につきましては、PCR検査等の診療単価の上昇により3億9,364万円となり、前年より3,050万6,000円の増となったところでございます。

医業費用につきましては、PCR検査等の診療材料の増、あるいは光熱水費、燃料費の増や、今回電子カルテを更新に行いましたので、これに係るコンサル委託などにより、昨年より2,847万5,000円増加し、21億8,248万1,000円となったところでございます。

資本的収支につきましては、電子カルテシステムの更新、あるいはマルチスライスCT装置を80列にグレードアップするといったような医療機器の整備、それからコロナに対応するための陰圧装置やクリーンパーティションなど、感染防止対策を充実するための施設整備を行い、医療水準の維持向上に努めたところでございます。

令和3年度は黒字決算ということになりましたけども、病院経営は非常に厳しい状況にあります。今年度、経営強化プランを策定する予定としていますが、地域から求められる役割でありますとか、西伯病院が果たすべき役割を意識しながら、町と連携を図りつつ今後も経営に当たってまいりたいと思います。

以上、よろしく審議のほど、お願いします。

次に、議案書の12ページをお願いします。議案第56号、令和3年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度南部町在宅生活支援事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

別冊の在宅生活支援事業会計決算報告書を御覧いただきたいと思います。1ページでございます。最初に、収益的収入及び支出についてであります。訪問看護の収益、あるいはその他の収益を合わせまして、在宅生活支援事業収益につきましては4,202万3,264円となり、予算に比べまして91万7,736円の減となりました。

支出につきましては、訪問看護費用につきまして在宅生活支援事業費用ということで、決算として3,286万4,456円となり、予算に対して1,007万6,544円減となったところでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。在宅生活支援事業の損益計算書でございます。

居宅介護及び訪問看護等の経費につきまして、1の訪問看護収益につきましては4,202万2,934円となりました。

これに対する給与費、あるいは材料費につきまして、訪問看護に係る費用につきましては3,267万5,528円となり、訪問看護利益につきましては934万7,406円という形になりました。

その他の収益、その他の費用を加味しまして、当該年度の純利益は915万8,808円となったところでございます。

以下、3ページ以降につきましては、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

8ページをお願いします。在宅生活支援事業の報告書についてでございます。

先ほど報告させていただきましたとおり、事業収益につきましては4,202万3,000円、事業費用については3,286万4,000円となり、純利益として915万9,000円となったところでございます。

訪問看護につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、患者数が若干減少したものの、感染症患者に対する在宅療養の支援が増えたということがありまして、事業収益が前年度より増加したところでございます。

精神患者の地域移行でありますとか、在宅復帰が推進される状況にありますので、こうした患者に対する訪問看護、訪問介護の需要はますます増加するものと考えております。引き続き体制の維持強化を図りながら、町民の皆さんの期待に沿えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計について、決算審査の意見書が提出されていますので、審査の結果について仲田代表監査委員の報告を求めます。

仲田代表監査委員。

○監査委員（仲田 和男君） 監査委員の仲田でございます。令和3年度南部町一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査意見につきまして、記載の法令に基づき審査意見書を提出いたします。お手元の審査意見書を御覧ください。

1ページをお願いいたします。審査の概要でございます。

審査の期間及び場所は、令和4年7月11日から7月19日、監査委員室におきまして、細田委員とともに監査を実施いたしました。

2、審査の対象は、記載の関係諸帳簿でございます。

2ページをお願いいたします。3、審査の方法は、1から5の諸点につきまして、適切な事業運営と予算執行がなされているかを審査を行いました。

4、審査のため説明を求めた部署は、記載の部署でございます。

第2、審査の結果でございます。

1、審査計数の状況でございます。

町長より提出された決算書に基づき、歳入歳出、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを認めたところでございます。

3ページをお願いいたします。第3、一般会計、特別会計。概要につきましては、執行部より説明なされますので、省略いたします。

4ページをお願いいたします。2、一般会計、特別会計の審査意見でございます。

1、関係各課が連携することにより、成果を出せる事業が認められました。地域の食材を学校給食に提供する事業と食材を給食等に利用する事業は、おのおの独自に活動され、利用状況が停滞しているところでもあります。提供者の高齢化による作付面積の減少、会員の確保、食材の量、品質等に課題はありますが、年間を通した必要作物、提供者の意欲の向上等、関係各課が課題に対して連携調整を図り、さらなる事業効果の拡大をお願いしたいと思います。

2、新型コロナウイルスの蔓延防止のため、研修、集会等が中止または延期となり、全般的に個々の事業において執行率が低下しております。感染拡大防止のため、やむを得ないとは認めますが、町の施策を審議し、提言・助言を受ける審議会の中には、開催されない等により意見集約がなされていない審議会があります。

審議会の意見は、政策や施策決定に重要な判断材料になるものであり、感染拡大防止のため、集合し、対面での開催が困難であっても、資料配付等の他の方法での意見集約を図り、政策、施策に生かすべきと考えます。

3、学び、交流、情報の3つの柱を軸に社会教育機能、図書館機能、自然や文化を体験できる機能を持ち、多世代が多目的に交流できる複合施設キナルなんぶは、令和3年5月開館し、年間4万3,000人の来館予定者に対し、18万2,000人の来館者がありました。社会教育の交流、イベント、さらには貸出冊数の増加等、それぞれの関係者の方の努力が認められます。今後も住民の期待に応える交流の場として活用が図れるよう期待いたします。

第4、財政健全化判断比率でございます。町長より提出された基礎資料等に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。

概要につきましては、執行部より説明なされますので、省略いたします。

5ページをお願いいたします。2、健全化指標の審査意見でございます。

それぞれの指標について、早期健全化基準内であることを確認いたしました。一般会計における単年度実質公債費比率は年次的に低下し、公営企業債等の他会計に対する将来負担見込額も減少しております。

今後も公営企業等の事業経営の安定化を図りつつ、財源確保や事業の効率化、経費節減など、計画的な財政運営の維持と公営企業会計等に対する一般会計からの支出金に対しては注意を払い、取組を進めていただきたいと思いますところでございます。

第5、企業会計でございます。

1、水道事業会計。概要につきましては省略いたします。

2、水道事業会計の審査意見でございます。

1、公共・民間施設の開設に伴い、令和3年度は料金収入、加入金等の増により黒字決算となっております。また、更新計画に基づく老朽管更新事業は着実に実施されております。引き続き適正管理の下、水道の安定供給に努めていただきたいと思います。

6ページをお願いいたします。2、病院事業会計でございます。概要につきましては省略いたします。

2、病院事業会計の審査意見でございます。

西伯病院の経営を取り巻く状況は、入院、外来患者の減少、設備の更新、施設の維持管理費の増等厳しいものがあります。西伯病院の果たすべき役割、機能等を考慮しながら、行政と一体となった病院経営に努力をお願いしたいと思います。

2、町内の地域医療体制の拡充のため巡回診療を開始し、令和3年3月にへき地医療拠点病院の指定を受けました。今後とも継続強化した医療提供に取り組んでいただきたいと思います。また、その指定が新たな財源確保につながり、経営収支は黒字決算となっております。関係者の努力と考えます。

3、在宅生活支援事業でございます。概要につきましては省略いたします。

審査意見でございます。

1、新型コロナ禍の中、訪問看護業務を自宅療養のコロナ軽症患者を含めて積極的に行っております。引き続き利用者のニーズに対応し、在宅医療を進めていただきたいと思います。以上でございます。

---

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日9日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時24分延会

---